

# 当社一般財団法人総合研究奨励会における不正行為の発覚について

2026年7月10日

一般財団法人総合研究奨励会  
代表理事 加藤 泰浩

この度、当法人が実施している外部監査人による監査の過程において、当法人の元業務執行理事・事務局長（以下「X氏」）による不正行為が発覚いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

X氏は、当法人の業務執行理事としての地位を利用し、自身が代表を務める法人に対して実態のない業務委託費を支払うことにより当法人の資金を流出させていたほか、承認を得ない出張費名目での経費の不正利用を行っていた疑いがあることが判明いたしました。関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。

## 1. 不正行為の概要

### (1) 当法人の事業の概要

当法人は、公益事業として、若手研究者への海外渡航助成事業と総合研究奨励賞の授与事業を行っているほか、研究会・シンポジウム事業、法人事務局事業、調査研究事業及び人材派遣事業を行っています。

研究会・シンポジウム事業は、東京大学の工学系研究科の教員等が中心となって実施する研究会やシンポジウムの事務局として、研究会の運営、各種セミナーの開催等の事務を行うとともに、研究会の資金管理や経理事務を実施しています。

法人事務局事業は、東京大学の工学系研究科の工学系研究者等が中心となって研究活動を行うための社団法人・財団法人などの設立業務及び事務局業務を受託するものです。

調査研究事業は、民間企業、国の機関との契約による調査研究事業を行うものです。

人材派遣事業は、大学・研究機関からの要請により、研究室の秘書や研究者を派遣する事業となります。

### (2) X氏による不正行為の概要

外部監査人による監査の結果、X氏による以下の不正行為が確認されました。これらの行為は、当法人の理事としての職務上の任務に背いて自己の利益を図り、当法人に損害を与えるものであり、業務上横領又は特別背任に該当する疑いがあります。

#### ① X氏が代表を務める法人への業務委託費の支払い

X氏は、当法人が受託する法人事務局事業及び人材派遣事業に関し、自身が代表理事を務めるY法人（以下「Y法人」）に対し、2016年度から2025年度にかけて、業務の再委託費名目で合計約9,000万円を支払っていたことが確認されました。

当法人とY法人の間では業務委託契約は締結されておらず、再委託業務の具体的な内容は不明です。Y法人は当法人と同一の住所に登録され、X氏並びにX氏指示のもとで当法人の職員等が作業を行うことによって運営されており、当法人の再委託先としてY法人単独で法人事務局業務や人材派遣事業を実施できる体制にはあるとは認められません。また、Y法人の事業目的には事務局業務や人材派遣業務に関する定めがなく、委託先として不適切であると考えられます。

さらに、X氏は当法人の理事であったことから、自身が代表を務めるY法人との取引は利益相反取引に該当し、理事会の事前承認及び事後報告が必要であるところ、これらの手続も一切行われておりません。

当法人において確認できた資料によれば、当法人からY法人に支払われた再委託にかかる業務委託費の大部分は、X氏個人への役員報酬や旅費交通費（海外出張費等）として費消されており、Y法人が何らかの委託業務を実施した形跡は認められませんでした。

以上の事実から、X氏は実態のない業務委託費の支払いを通じて当法人の資金をY法人に流出させ、自己の利得のために費消していた疑いがあります。

## ② 承認を得ない出張費名目での経費の不正利用

X氏は、2016年度から2025年度にかけて、国内外へのお出張費として多額の経費を計上していたことが確認されました。なお、金額の詳細については現在調査中です。

当法人の旅費規程上、理事のお出張には代表理事の承認が必要とされていますが、X氏による出張費の精算において代表理事の承認は一切取得されておらず、代表理事においても、X氏からの出張承認要請を受けたことはないことが確認されています。

また、当法人の事業を実施するにあたり、出張を要する業務が発生することは非常に稀であり、特に海外出張に関しては、合理的な必要性が認められないものです。

X氏自身の旅費精算については他の理事の確認印がないものも多く存在します。

以上の事実から、X氏のお出張費の計上は、当法人の社内規程に違反し、かつ出張目的にも疑義があることから、当法人の経費の私的流用に該当する可能性があります。

## 2. 不正行為発覚の経緯

当法人は、2026年2月17日付で既にホームページで公表しているとおり、運営・財務・法務に関する透明性及び健全性の確保、ならびに組織改革の検討を目的として、外部専門家による任意監査を実施しておりました。今回の不正行為は、当該監査の過程において判明したものです。

## 3. 調査体制

本件に関する監査は、外部監査人により、法務・税務・財務の各専門家をメンバーとした体制により実施されました。監査人は、関係者に対するヒアリング、会計帳簿・伝票綴り・銀行取引明細、契約書類等の閲覧、関係法人の登記情報及び決算書の確認等の手続を実施しております。

## 4. 当面の対応

X氏については、既に当法人の業務執行理事・事務局長を解任しております。また、本件については既に警察に相談しており、今後、刑事告訴も視野に入れ、X氏に対する民事・刑事の両面から厳正に責任を追及してまいります。

## 5. 業務への影響

今回発覚した X 氏による Y 法人への不正な業務委託費の支払い及び出張費名目での経費の私的流用は、いずれも当法人が業務委託費等として受領した資金から支出されていたものです。当法人が行う研究会・シンポジウム事業において、各研究会の会員企業等から受領した会費等の研究会の資金については、現時点における調査結果によれば、今回の X 氏による不正行為による被害は生じておりません。

## 6. 今後の当法人の運営等について

当法人が現在継続している事業の運営及び資金管理については、当面は、東京大学工学系研究科の関与の下、外部専門家の助言も得ながら適切に行ってまいります。今後は、適切なガバナンスが確保された形で必要な事業を行うことが不可欠と認識しており、東京大学とも協議しつつ、速やかに検討してまいります。

## 7. お問い合わせ先

本件に関するお問い合わせは、以下のメールアドレスまでお願いいたします。

[shoureikai\\_koho@erf.t.u-tokyo.ac.jp](mailto:shoureikai_koho@erf.t.u-tokyo.ac.jp)

以 上